九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

中世末期フランス王の文書管理 ： 「文書の宝物庫」をめぐって

岡崎, 敦
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門 ： 助教授 ： 西洋史

https://doi.org/10.15017/7974

出版情報：史淵. 143, pp.43-83, 2006-03-01. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン：
権利関係：

中世末期フランス王の文書管理
——「文書の宝物庫」をめぐって——

岡崎　敦

序

20世紀末以来、「記憶の管理」が歴史学の中心的テーマとして浮上してきたことは、そのこと自体興味深い現象である。ここでは、「過去」の認識とは「記憶」という行為を通して積極的につむがれるものであるという事実が確認される上に、「過去を処理する過去」自体を研究するという、いわばメタレヴェルの関心も見られるからである。とりわけ、特定「場」における法＝社会関係のルーティーンを記録したと見なされ、「客観的な」性格をともかくも認められてきた文書史料についても、同様の観点からの研究が現われていることは重要であろう(1)。

本稿は、中世末期のフランス王権を対象に、そこで実施されていた文書管理の具体相を検討することを目的とする。検討に先立って、基本的な論点を整理しておきたい。

文書管理について最初に提起される問題は、関係文書を作成あるいは受領し、利用していた機関・部局との関係であろう。文書管理が、文書の現用利用から、制度・場所・スタッフ等の諸面で、そもそも分離していたのかどうかがすでに問題となる。本稿で検討するように、フランス王権は中世末期の段階で、少なくとも一部の文書に関して、その管理を、文書の作成・利用部局から独立させたが、洋の東西を問わず、資料が利用部局の内側だけでその生涯をまっとうすることは、きわめて広範にみられる現象である。第二に、文書管理技術の問題がある。文書管理は、基本的に、個別資料の管理、個別資料情報の管理、管理情報の管理の三つの層からなる。具体的には、一葉からなる資料を起点として、

その集合化と目録化、さらには目録の目録化や索引の作成に至る諸段階が想定される。最後に、純粋な整理技術というレヴェルがある。具体的には、整理の物理的な問題(棚や箱への収納や配架など)、構成される集合を表現する様態(文章から抽象的分類記号まで)、さらには目録の編纂形式がそうである。現代の文書管理学 archivistique が理論化するこのような営みは[2]、すでに中世に確認されるのである。

西欧中世における文書管理に歴史についても、最初に簡単にまとめておこう。ボチエの整理によると、西欧の「国家機関」におけるなんらかの独立した文書管理の歴史は、おおよそ以下のような段階をたどった[3]。古代から中世半ばまでの時期、文書管理は基本的に「宮廷」を核としていた。「重要な資料は君主のそばに」という原則である。ところが、12世紀から16世紀にかけて、西欧では「文書の宝物庫 Trésor des chartes」という段階を経験する。特に重要と見なされた資料を、その利用部局から切り離し、独立した組織を設けて管理したのである。本稿の対象もこの時期に置かれる。第3段階は、おおよそ16世紀から19世紀初めの時期で、文書資料が、とりわけ国家間の権力闘争の道具として利用され、それがゆえに国家的集中管理への努力が本格化する。最後は、19世紀半ば以降現在まで続く、公的文書館における管理である。秘密主義を旨とした以前と異なり、国民国家の記憶の場としての文書管理は、公開をその基本原則とする。他方、文書管理の具体相は、時期・地域・場を通じて、極めて多様であった。整理分類に関しては、大きく、地域や業務ごとのまとまりを保存継承するのか、あるいは管理者が事後的に人為的な要件にしたがって新たな再編成を実施するのかに分けられるであろう。いわゆるフォンの維持原則（出所および現秩序維持原則）は、19世紀半ばのフランスで制度化された文書管理学の根本原則であるが、理論的な主張のレヴェルでさえ、18世紀以前には遡りえない[4]。

研究史についても一言する。文書管理の歴史は、一般の歴史家の熱い注目を浴び続けてきたとは言えないであろう。文書形式学自体も、長らく文書の様式あるいは生成研究に全勢力を注ぎ込んできた。他方、20世紀の最後の30年ほどに至って、資料の生成のみではなく、その後世における利用や管理に対する関

心が高まってきた。クランチの書物はそのもっとも通俗的な現われの一つであるが[5]、近年この問題をテーマに掲げる研究集会もいくつか開催されるに至っている[6]。

フランス王権について、革命の際、その独立した文書庫であった「文書の宝物庫」と呼ばれる資料群は、そのまま国立文書館のJ系列へと移行したが、その後、冊子を二重アルファベットで表記する統一措置を受けた結果、JおよびJJ系列として今日に至っている。この史料群については、史料整理と刊行との関わりから、すでに19世紀から20世紀にかけて一定の研究蓄積が積上げられていた。具体的には、デサルにはじまり、トゥレを経て、ドゥラボルドによって一定の完成を迎えた、フランス王の「文書の宝物庫」基礎研究である[7]。これらの諸研究は、なによりこの史料群の中味の特定と目録づくりを目標としていたが、同時に、中世以来積み重ねられていた文書管理事業の検討と、現在まで及んでいるそれらの影響を吟味するものであった。その後長らくやや無関心状態のままに放置されていたこの史料群について、近年再び再検討を始めているのが、古文書学校の現中世文書形式学および文書管理学担当教授のギヨジャナンである。本稿も、彼の研究に負うところが大きい[8]。

他方、王権の文書管理との密接な関連が予想される王文書局や会計院、高等法院については、個別の研究蓄積が一定度存在するが[9]、こと文書管理については関心を寄せることはほとんどなかったように思える[10]。これらの機関は独自の文書管理を実施していた一方で、「文書の宝物庫」とも一定の関係を有したので、この観点からの総合的な研究が今後望まれるところである。

最後に指摘しておかねばならないのは、近年の中世末期国制史研究の刷新状況である。たとえば、従来等閑視されてきた領邦研究がこのところにわかに活況を呈しているが[11]、その中には文書管理研究が存在する[12]。王権と領邦との間には、さまざまな点で並行現象が確認されるが、文書管理についての比較研究は、今後興味深い課題となろう。

本稿の目的は、中世末期フランス王権の「文書の宝物庫」と呼ばれる文書管理部局における文書管理の具体相を検討し、いくつかの論点を整理することに

ある。研究の観点は、「国家の記憶」管理を例にとった、統治のテクノロジーの展開過程である[13]。具体的には、まず第一に、文書管理と国家統治との関係、すなわち、文書管理の重要性の認識それ自体の問題がある。第二に、文書管理の実質的担当者と彼らの存在のあり方、最後に、文書管理の具体相研究として、どのような整理と目録づくりが行われていたのかを、それぞれ検討したい。

以下、まずはじめに、国家による文書管理の性格を吟味する前提として、教会における管理の様子を瞥見したあと、フランス王権の「文書の宝物庫」を概観し、最後に、いくつかの時期に分けて、文書管理の具体相の展開を跡付けたい。

1．教会における文書管理―サン＝ドニ修道院の例―

「文書管理」というとき、通常念頭に置かれるのは、発給者あるいは受益者としての管理の区別であろう。前者においては、「自らが作成した文書の控え」、後者の場合には、「受給した文書の整理」が主として問題となる。周知のように、中世を通じて、発給者が控えをとる習慣は、一部の王権や教皇庁、さらには文脈は異なるが公証人文書に見られるだけであったし、前者においてこれは、網羅的・体系的な登録などではなかったことが、しばしば強調されている[14]。これに対して、受益者としての教会はさまざまな文書管理の経験を積上げており、言わばその典型像を提供していると見なされる。

受益者としての教会における文書管理は、オリジナル文書の管理と、コピー作業およびその管理の二つに分けられる。前者についての情報は、現在の分類保管に至る伝来状況に関わる情報のほかには、文書のとりわけ裏側にときたま付加されるさまざまな整理記号や文句などにほぼ限られ、研究自体も未開拓であるのが実情であろう[15]。これに対して、同時代や後世における、冊子や巻物への転写は、さまざまな形式で膨大な量として伝来している。この点に関して、文書形式学の教科書では、中世初期の寄進帳 liber traditionum、中世盛期から末期の文書集 cartulaire、同時期から近世に至る目録 inventaire の三つが提示

されてきた[16]。このうち、年代や地域、作成の場のいずれにおいても他と断絶を示している寄進帳は別として[17]、残りの二者については、おおよそ以下のような図式で説明されてきた。基本的に文書「全文」の転写である文書集は、11世紀に出現し、13世紀に最盛期を迎えるが、同時期、文書の「要約」である目録が、ときにこれに競合するように出現し、最終的には近世を通じて文書集を駆逐していく。

以下、ギヨジャナンの研究に拠りつつ、サン＝ドニ修道院を対象に、教会における文書管理の具体相を概観したい[18]。

サン＝ドニの文書庫においても、オリジナル文書の裏面に要約や記号を付す一方で、文書集や目録の作成が継続された。文書集については、1060年代の一件書類＝文書集の作成を例外として、本格化するのは13世紀からである。1278年以前の「特権の書」、1220/70年頃の「布施係の文書集」、さらには1278/1300年頃の「白文書集」など、14世紀に至るまで種々（部局別、所領別）のものが作成され、断片も含めると相当数が伝来している。文書集の分類秩序は、基本的には、オリジナル文書保管の秩序をなんらかの形で反映していたことが推測される。他方、1320/30年代の諸文書集と同時代に、「古い黄目録」が作成されるが、文書集とは異なる分類がとられ、目録が別個の道を歩み始めたことが分かる。さらに、15世紀末の目録は、文書集とはまったく無関係に、直接個別文書を参照しており、近世の目録を準備するものと見なしうる。最後に、歴史編纂と関係では、1274年以後のプリマによる年代記執筆開始と「白文書集」、ギョーム・ド・ナンジと「古い黒目録」との関係などが想定されないわけではないが、王国の公式年代記を修道院と運命と一体化させたサン＝ドニ修道院修史事業は、本質的には文書管理とは無関係であったと考えられる。

具体的に見てみよう。

付録１は、フィリップ２世の王文書管理について関係資料を例示したものである。対象とする文書は、1215年に、フランス王フィリップ２世が、修道院が管理しているランディの市をめぐる、修道院とパリ市民との間の協定を告示した文書である。オリジナルは、現在パリの中央文書館のＫ系列に保存されてい

るが（資料１）、革命前は確実にサン＝ドニの文書庫にあったものと思われる。この文書は、どのような管理の痕跡を残しているだろうか。

資料２は、サン＝ドニのもっとも重要な文書集と見なされている「白文書集」の当該箇所である。この文書は、「ランディの市」という項目の３番目に記載されている。モノグランマの形態復元を含む全文テクストの筆写である。これに対応するのが、13世紀末に作成された「古い黒目録」である（資料３）。ここでは、前記の文書集と同じく「ランディの市」という項目がたてられ、当該文書はその３番目に記載されている。要約の文章も、かなり長大であり、明らかにオリジナルの文書を参照しながら、部分的にはテクストを引用している。これに対して、14世紀に作成された「古い黄目録」では、要約がより簡単になっている（資料４）。しかしながら、ここで重要なのは、この目録では、項目も前後の文書の配置もまったく異なっているという点で、要約の最後に付された記号は、この時点でのオリジナル文書の分類配置記号と考えられる。すなわち、サン＝ドニでは、14世紀のいつかの時点で、かなり大規模なオリジナル文書資料の再整理が行われ、従来とはまったく異なる分類が採用され、これに対応する目録が新たに作成されたのである。ここでは、分類記号として、単語や文章、ローマ数字、さらにはアルファベットや特殊記号が、時によって組み合わされながら使用されている点にも注意したい。

総じて、教会における文書管理においては、テクストの全文転写を基本とする文書集が、オリジナル文書の配置を念頭においてまず作成され、ついで中世末期を通じて、要約記載の目録へと変容し、ついには目録のみが作成されるようになる。オリジナル文書の整理や配置の変更は、今日想像される以上に頻繁に行われた可能性があり、文書集や、とりわけ目録の作成は、このことと関連があることが推測される。

以上を念頭において、以下、王権の文書管理について検討しよう。

2．フランス王の「文書の宝物庫」

フランス王の「文書の宝物庫」と呼ばれる史料群は、革命のさ中1792年8月に一括没収され、その後奇跡的に大きな損害を受けることなく、1808年、現在に至るまでパリの国立中央文書館として機能しているスビズ館に収蔵されたものである[19]。現在、JおよびJJ系列として分類されているが、その内部分類は、17世紀はじめに行われた分類を基本的には踏襲している[20]。ここでは、まずこの組織の歴史と性格を概観したい。

フランス王の文書管理についての情報は、12世紀末以前には事実上皆無に等しい。王はなんらかの権利証書その他を受領し、保管していたはずであるが、これらは、一般には、王の周囲で唯一文字の取り扱い業務を担いえた文書局、あるいは宮廷礼拝堂所属の聖職者側近集団が、王に随行しながら管理していたと推測される。文書が王にしたがって動いていたことは、フランス王権における文書管理態勢の刷新を要求したある事件が、間接的に示している。フィリップ・オーギュストの伝記作者であったギヨーム・ル・ブルトンは、1196年7月5日のフレトヴァルの闘いのさなか、王が文書類を奪われたと述べているのである[21]。この事件がきっかけとなって、王の文書類は王宮に定着し、後に述べるように直ちに再整理の努力が開始されることとなった[22]。その後、1231年に聖王ルイが、独立した建物をあてがい、18世紀末まで利用され続ける。担当者としては、1307年4月27日、フィリップ4世が、ピエール・デタンプをこの仕事のために指名し、決定的な一歩がしるされた[23]。しかしながら、この職は[24]、1582年、高等法院の主任検察官職に合体され、機能が縮小する。移送される資料自体が減少していった果てに、王宮の大火後の復興に際しては、独立の建物も破壊され、事実上混乱状態のまま革命を迎えた。

文書庫組織で行われていた文書管理の具体相については、のちに本格的に検討するとして、ここでは、収納文書、スタッフ、場所について、概観しておきたい。

「文書の宝物庫」は、基本的に、王に属する諸権利を証明する資料からなるが、

これに種々の調査記録、外交文書等の重要資料が加わる。さらに、さまざまな理由から王権が掌握する資料のかたまりが一括して収められることがある。たとえば、13世紀にはアルフォンス・ド・ポワチエの死にともなって、南フランス関係の一大資料群がまとめて「文書の宝物庫」に移送された。また、フィリップ4世とボニファチウス8世との闘争やテンプル騎士団関係の資料も、一括して収められている。他方、高等法院や会計院は、独自の文書管理を維持させており、関係の資料がここへと移送されることはなかった。また、王権の周囲で実質的に政治に関わった人物たちの文書類は、それぞれの個人あるいは家文書として扱われ、制度的にも王の文書庫とは無関係である。王の文書庫を構成するいま一つの柱は、現在JJ系列として一括されている「冊子」であるが、これは、以下の二種類からなる。第一は、いわゆる「文書局登記簿」であり、文書局が発給する王文書の控えの冊子が、1302年以降、膨大な系を構成している。第二は、本稿でその一端を紹介する文書管理のための目録である。

スタッフについては、フレトヴァル以後、フィリップ2世が文書庫の再建を委ねたのは、ルイ7世治世期から親子2代にわたって侍従を務めたゴーチエ(息子)であった。彼は、当時長官が空席であった文書局にも関わっていたと推測される。彼はこの業務を、1204年頃までには一段落させたらしい。他方、フィリップ2世から聖王ルイの治世期にかけて、この業務に携わっていたらしいのは、王の館の管理人であったアダムであった[25]。ついで、文書管理に携わった痕跡があるのは、フィリップ2世の側近中の側近であり、文書局長不在のなか、事実上王の文書行政を取り仕切った「玉璽尚書」ゲラン、およびその下役であったエチエンヌ・ド・ガラルドンである。彼らこそ、のちに「ゲランの目録」と呼ばれる文書管理目録の作者であった。王の文書庫は、王の極めて近い側近の配慮に委ねられることから誕生したのである。13世紀前半には、そのほか数名の名があがるが、いずれも立場が明確ではないながら、恐らく文書局関係者であると推測される[26]。状況がより明確になるのは、13世紀後半であり、ギヨーム・ド・クレピ(文書局員)、ジャン・ド・コー(恐らく文書局員)、ニコラ・ド・シャルトルやロベール・ド・ラ・マルシュ(高等法院書記)、そして事実上

の文書庫責任者の役割を果たしていたと見なされるピエール・ド・ブルジュ（文書局員）らの名前を確認することができる[27]。

1307年に文書庫責任者に就任したピエール・デタンプは、サンス大司教座教会参事会員を兼職する「王の聖職者」、すなわち王文書局書記であった。付録2の表1および2は、諸研究が現在までに明らかにしている情報をもとに、1582年にこの職が消滅するまでの文書庫責任者をリスト化したものであるが[28]、ここからは、以下の諸点を指摘することができる。第一に、ピエール・デタンプ以前を含めて、少なくともピエール・ジュリアンまでの文書庫関係者の圧倒的多数は文書局関係者であるという事実である。第二は、14世紀半ばから15世紀にかけて、会計院書記がしばしば現われる点である。後に見るように、この時期こそ、王権の文書管理事業がもっとも活発に行われた時期である。その後、文書局関係者のビュデー族がしばらくこの職を独占するが、1482年には一時的に恐らくは会計院のイニシアティヴが垣間見られる。その後は、機能の低下を現すように、人事の一貫性が失われていくように見える。組織全体として眺めれば、独自の特徴が一貫せず、むしろ外部の権力、組織の影響を蒙りやすかったようにも思える。とりわけ、文書局との密接な関係については、ある意味当然としても、会計院役人を通じて、事実上その従属下に置かれたように見える事実は、この文書管理組織の性格を考えるためには、意味深長である。さらに、少なくとも13世紀初めをのぞけば、王の文書庫関係者には、「政治的重要人物」が確認されないという点も指摘するに値する事実であろう。

資料の保管場所についてはどうであろうか。1247年に建築が完了し、1782年に破壊されたサント＝シャペル付属の建物こそ、数百年にわたる王の文書管理の舞台であった[29]。これ以前の情報は事実上皆無に等しい。ピエール・ド・モンルイユによって、王宮礼拝堂の聖具室として建てられたこの建物については、ドゥラボルド自身による個別研究がある[30]。この建物は、礼拝堂の後陣北側に、本堂と同じ様式による独立した小建築物として建築された。3層構造で、その最上階が「文書の宝物庫」[31]にあてられた。近世の叙述によれば、2梁間と祭室部からなる部屋は、高窓によって採光され、下部は棚で覆われていた。棚には

箱が配置され、各資料はそのなかに収められていた。冊子については、特に二つの棚にまとめて配架された。王の文書庫は、16世紀末に、破損していた屋根の補修、および部屋の二層への分割の措置を受けたのち、さらに17世紀はじめに、デュピュイとゴドフロワによる再整理の対象となった。このとき行われた分類が、現在まで基本的に保存されている。その大分類は、「箱 Coffres et layettes」、「袋 Sacs」、そして「冊子 Registres」である。ここで確認しておきたいのは、王の文書庫は、ほぼ一貫して「棚」あるいは「箱」の集合体として認識されていたらしい点である。

以上を念頭に置いて、以下、フランス王の文書庫における文書管理の具体相を検討したい。前述のように、文書管理は、大きく、個別資料の管理（整理、配架）と整理情報の管理（目録づくり）の二種に分けられる。このうち、研究が蓄積されているのは後者のみで、前者については、後者を通じてその様子が推測されているのが実情である。ここでも、検討の対象は、主として文書庫で継続されていた目録づくりの具体相となる。

3．文書管理の具体相―1：13世紀の諸努力

前述のように、フランス王の文書庫はフィリップ2世期に姿を現し、同時に最初の文書管理の痕跡を残している。フィリップ・オーギュストの冊子 registres と呼ばれる一群の資料がそうである。これらは、多くは王が受給した文書のコピーの集成であり、ただしく文書集なのであって、王文書登記簿とはまったく内容を異にしている。この史料群については、ドゥリールの著名な研究があり、ドゥラボルド以降の研究はすべてこれを基本的には踏襲している(32)。順に見ていこう。

のちの目録では、*Registrum veterius* と呼ばれている冊子 A は、1204年頃から1212年までの間に編纂されたと考えられている(33)。その最初の部分は、伝来しない前述した侍従ゴーチエの帳簿を採録したとも推測される。分類の形跡がほとんど感じられない、まったく雑多な構成をなしている。これに対して、1212

年頃に編纂された冊子Cは、順に、「封」、「寄進」、「封が負う奉仕」、「ノルマンディの騎士奉仕」と続く、諸権利別と見なし得る構成を持つが、これがオリジナル文書の配架に関係していたとは思えない[34]。さらに重要な冊子は、「ゲランの冊子」と呼ばれる冊子Eである。玉璽尚書ゲランの指揮下、文書局書記のエチエンヌ・ド・ガラルドンが編集したこの目録は、順に、「封、「司教座都市」、「城都市」、「教皇および王」、「大司教」、「司教」と続き、「調査」、「寄進」、「規定」、「サンス」、「大司教管区」で終わる、内容、発給者、業務を機軸とする分類を持ち、さらに序文と目次を有するという整然とした構成を有している。この目録は、1262年頃までさらに付加が加えられ続けた[35]。以上の文書集＝冊子は、いずれも、王文書、受領文書、会計簿、目録、さらには歴史諸著作など雑多の性格の資料を収録しており、恐らくは文書局を中心とする文書行政役人の総括的備忘録、あるいは業務のマニュエルとして機能していたことが推測される。

聖王ルイは、前述のように、王の文書庫に恒常的な場所を与えた人物であるが、同時に文書管理についてもなんらかの革新をもたらしたと見なしうる。すでに、長い滞在が予想された十字軍遠征に際して、「ゲランの冊子」のコピーを携帯し、そこに旅行中に発給・受給した文書を書き込ませていたが[36]、重要な変化は、統治全般と同じく、十字軍からの帰還後に現れる。1264年、恐らくは「ゲランの文書集」の引き継ぎを企図したと思われる新しい文書集＝冊子の編纂が開始されたらしい。現在目次のみが伝来するこの資料においては、前半は発給者別、後半は業務別という整然とした分類が印象的である[37]。しかしながら、より重要なのは、1268/9年頃に編集された新しい文書集＝冊子と、これに対応する文書目録断片である[38]。ここで重要なのは以下の二点である。第一に、ここでは、目録（文書の要約のみの提示）と文書集（基本的に全文に近い転写）の作成がセットで行われたことになる。文書目録は資料現物の配架と関係づけられなければ存在の意味がないとすると、この事業は、個別資料の整理についてもなんらかの変更が加えられたことを示唆する。第二に、ここで採用されている分類に関して、一部1264年目次を引き継ぎながらも、地理ごとの「業務

negotia」篇が新たに登場していることが重要である[39]。他方で、1269年、ラングドックの王領編入に際して、関係の文書の大規模な再整理と目録づくりが企てられた。バルテルミ・ド・ペノチエをリーダーとするこの事業の成果は、断片や後世の転写によってしか伝わらないが[40]、現在までの研究により、おおよそ以下のようなものであったことが推測されている。関係の史料は、AからFまでのアルファベットを付されて区別された6つの箱に整理された、380通ほどの資料であった。これら個別資料の裏側には、その要約が書かれたが、これは、文書集における資料表題に対応していた。

最後に、13世紀後半の王の文書管理の刷新を示唆するものとして、1284年以降に編纂された未完成の目録がある。現在 *Registrum tenue* と呼ばれる冊子の一部分を構成するこの目録は、不完全かつ断片的な性格が強いが、王権の文書管理の歴史において大きな革新が当時進行していたことを垣間見させてくれる。この目録は、全部で11（あるいは12）の棚 armariolum に配置される箱 scrinium ごとに、そこに保管されている個別史料の概容と資料数を提示しているのである[41]。おそらくは、1260年代から継承されてきた資料管理分類がこの時期なんらかの理由で一新されたのを受けての事業であったと推測されるが、このような目録の形式自体、14世紀を予告していると言える。

13世紀後半には、したがって、つぎの時代を予告するような状況がすでに醸成されていたと思われる。まず第一に、文書の全文採録を旨とする文書集にかわって、要約の集成から成る厳密な意味での目録が優位にたち始めている。目録はその本来的意義からみて、オリジナル文書の整理・配架と関連するはずであるが、事実、個別史料の箱による管理が本格化しはじめた痕跡も、伝来する目録から確認される。第二に、少なくともこの時期、文書管理に関与していたと見なされる文書局書記の業務が、すでに分化していた可能性がある。すなわち、王文書の作成と文書群の管理という業務の区別である。伝来する限りでも相当数の目録編纂が行われた痕跡がある一方で、王文書の転写にやや特化した目録も確認されることから、直接の証拠はないものの、すでに王文書登記が事実上開始されていたのかもしれない[42]。

以上から、14世紀はじめに文書管理専門職の創設に至った状況を整理するなら、以下の論点にまとめることができるであろう。

すなわち、管理すべき文書の爆発的増加と資料の形式・内容両面にわたる多様化の結果、主として教会で行われてきた文書管理システムの限界が明らかになった。具体的には、個別資料の配架を指示する技術や、要約を構成する文体と語彙の洗練の必要に加えて、文書目録の多様な作成が本格化したため、文書情報の管理という次元自体が独立し、専門化した役人の存在が求められるに至った。事実、これ以降の文書目録は、単に文書の単なる配架リスト以上に、財産・諸権利のリスト、さらにはその検索の道具という性格を強めていくのである。

4．文書管理の具体相―2：ピエール・デンタプとその後継者たち

1307年にピエール・デタンプが、恐らくは個人的な業務として命じられた仕事とは、「文書の状態を認識、監査し、適正な保存と調査の便宜に有用なやり方で箱に配置し、その要約を作成し、必要な際には、すぐさま取り出せるようにする」ことであった(43)。すでに実質的な担当者が存在していたと思われる業務に、一人の人間を公式に割り当てた背景には、当該時期進行していた王権の「近代化＝行政機関化」が当然想定されるが(44)、ピエール・デンタプは、当時文書管理が直面していたと思われる課題に対して、すぐさま具体的な成果を提示することになった。

任命文書が示しているように、彼に求められた最大の課題は、文書庫に収められている資料の認識と整理であり、事実、今日彼にその作成が帰されている目録は断片を含めて相当数伝来している(45)。しかしながら、彼をとりわけ著名としているのは、つぎの二種類の目録であろう。

まず第一は、1318年に編纂が企図された目録である。目次の前には、簡潔ではあるが自らの名を記した序文が付されており、編纂者の自負が感じられる(46)。注目すべきは、この中には「目録の目録」が存在することである。この

時期までにすでに、文書庫には多数の文書集や目録冊子が蓄積されていたが、彼は、それら先行して作成された諸冊子の目次を集成して、これを目録化しようとしたのである。この事業に際して、彼は二回にわたって校訂を繰り返したらしく、その各段階が目次あるいは不完全なかたちで伝来しており[47]、最初の二つの版では計17部、最後の版では16部に分類される目録が提示されている。第1版によると、最初の8部はすでに見た文書集＝目録、第9および10部は特定文書局長の名を付された恐らくは「王文書登記簿」、第11から15部までは地域および業務別の個別文書目録、第16部は教皇ほかのリスト、第17部は規定その他からなる[48]。

ここで指摘せねばならないのは以下の諸点である。第一に、この目録では、「管理情報の管理」というメタレヴェルの管理が企図されている。この背景にあるのは、すでに100年を越えて蓄積されていた王文書庫管理の努力であり、その結果としてのかなり膨大な文書集、目録冊子の存在であった。第二に、彼はこの事業に関して、数度にわたり手直しを繰り返している。さらに、どの段階の目録についても、現在伝来する限りでは不完全な状態にある上、校訂の過程で一部削除が行われていることを念頭におけば、この目録は当時文書庫に存在した資料のすべてを包含していないことが推測される。第三に、この目録には、文書というよりは、情報の参照道具と見なし得る要素が見られる。以上から考えられるのは、王の名による公式の編纂という掛け声にもかかわらず、この目録はむしろ、文書庫管理に関わる ad hoc な内部資料と見なし得ることである。

第二は、個別資料の把握である。1318年の目録において、目録の把握と同時に試みられていたいま一つの努力は、なんらかの共通する内容項目のもとに、関係する資料を列挙しようとするものであったが、1320年のある巻物がその概容を示す *Quaterni de papiro* と呼ばれる目録が、この巨大な成果であったと考えられる[49]。ドゥラボルドによって発見、同定されたこの目録は、全体で3000通にものぼる個別史料のカタログであり、62の項目に分類されているが、これは個別文書を収納する「箱」に対応していると考えられる。項目＝箱は、内容を示す文章表現でしか区別されず、その配列にも体系性は感じられない。大ま

かに見れば、王に関係するものが11項目＝箱、「封」などの業務に関するものが9箱などのまとまりが確認できるが、なんらかのかたちで地名が関係しているものは61に及ぶ。一つの項目＝箱に収められる文書数は、1通から360通まで不均等だが、それぞれの項目の内部での個別文書の配置は基本的に年代順が採用され、年代の表記も右端に統一された書式でまとめられている（資料5）[50]。

この史料がきわめて重要なのは、以下の諸点で、事実上以降の文書管理の伝統を決定づけたとみなされるためである。第一に、史料を「箱」で管理する発想の出現である。第二は、箱で把握された個別文書について、これを要約と発給年代によって指示する形式である。第三に、基本的には1行1文書を提示し、年代を右に揃えて提示する形式が示しているように（会計簿の影響も指摘される）、この資料は、全体を一目で総覧できることが企図されている。

ピエールや彼の後継者たちのもとでは、他にも多くの作業が企てられたが、重要な革新という意味では、以下の二つを挙げねばならない。

1340-50年頃にジャン・ド・クーヴルが作成したと考えられる目録 *Generalis intitulatio* は、文書群の項目と収納文書の数、ならびにそれらの簡単な叙述からなるが、各項目にはアルファベット、十字架、ティロー記号の9、さらには二重アルファベットが付されている。当初D＋で終わっていたこの目録の項目は、その後補遺が繰り返され、最終的にはEXまでの計146に及んだ[51]。この現象、すなわち項目＝「箱」に一連的性格を有する記号を付すことは、すでに1330年代はじめに、ピエール・ジュリアンによって試みられていたと思われる。前述の *Quaterni de papiro* の最初のフォリオへの書き込みがその痕跡を留めているが、同様に記号によって項目を区別しているある目録が（不完全なかたちで伝来）、ピエール・デタンプの項目と対応関係を示しており、この事業が「箱」の再整理と関係していたことを垣間みせているのである[52]。個別文書を収納する箱に、一連性を有する記号を付すという革新は、目録記載に際しても一定の基準を与えるが、なにより、棚への箱の配架に規則性を確保することが念頭にあったと思われる。

一連性確保のためのアルファベットの採用は、同時代現象として比較と議論の対象となってきた。1323年のイングランド財務府目録については19世紀にすでにこの点が特に言及されていたが、ギヨジャナンはさらに、フランスでの先例をいくつか指摘している[53]。しかしながら、この問題は単なる技術にとどまらない射程を有しているとも考えられる。目次や索引の生成、一連的性格の確保などは、ある種、「世界」理解の様式とも考えられ、知的な操作であるからには、当然その歴史的性格が問われねばならないからである。グネによると、論理的索引に替わるアルファベット順索引の展開に重要な役割を担ったのは、とりわけ大学人の世界であった[54]。

第二は、同じくジャン・ド・クーヴルが1348-50年に編纂したと考えられている目録であり、当時文書庫に収納されていたすべての「冊子」が総覧されている。ここでは、従来多様なやり方で表現されてきた種々の目録が、統一した叙述基準のもとに記載されている。さらに注目すべきは、全71冊のうち、文書局登記簿を構成する後半29冊が、管理目録ほかからなる前半42冊と区別されていることである（前半は、さらに二つに分類されている）[55]。ピエール・デンタプの目録においては雑然と同居していた種々の冊子は、こののち明確に区別されていくことになろう。

5．文書管理の具体相―3：ジェラール・ド・モンテギュとその後

自身の言うところに従えば、1370年12月31日会計院においてこの職についたジェラール・ド・モンテギュこそ、「文書の宝物庫」の歴史のなかでも特別な注意に値する存在とみなされている。ジェラールは、1370年代を通して継続された作業を通じて、伝来しているかぎりでは5種類の目録を作成しているが[57]、これに関連してみずから2種類の序文を書いている。このこと自体、文書管理人としての強固な自意識の現れであるが、何段階にもわたって修正が繰り返された彼の努力について、ここでは、業務の性格について主として論じている1372年の序文を見よう[58]。

まず彼は、文書庫に存在する計310個の箱の指示を、従来のアルファベットにかえて数字の一連番号によって置き換えた。他方、目録自体は、項目名のアルファベット順になっていて、たとえばオルレアン公 dux Aurelianensis についての文書を探したい場合には、目録のAを探せば(当該項目が見つかり)、関係の文書が第270箱に収納されていることが分かる。ついで同じく混乱状態にあった冊子についても、数字の一連番号によって表示した。冊子は、「有益な冊子 libri utiles」、「無用の冊子 libri inutiles」、「まったく無用の冊子 libri penitus inutiles」の三種に分けて、配架を区別した[59]。

自身の言にも関わらず、先任者の努力に負うところも大きい彼の事業について、以下の諸点が重要である。

第一に、彼はすべての資料を、数字による一連番号によって把握しようと試みた。1379年の最終版でも、列挙される項目＝箱は全部で310に及んでいる。アルファベットで表記されていた以前の目録との対応関係を調べると、項目自体が細分化されているほか、一致するものについても順番が相当ずれていることが確認される[60]。冊子については、同じく最終版は、115冊を一連番号順に列挙している[61]。一連番号による管理が要請された理由は、なにより一連性の一貫した確保であり、文書庫における箱や冊子の配架の問題である。恐らくは、これらが配架される棚には区画が定まっていなかったことが、頻繁な出し入れにともなって混乱を生じさせた理由であろう[62]。

第二の革新は、アルファベット順索引の作成それ自体である。最終版では、全部で384におよぶ索引語が設けられており[63]、それぞれの項目は、番号で示された箱を指示している。たてられている項目としてもっとも多いのが、なんらかの地名に関わるもので201に達する。逆に、組織や機関は3つにすぎない。人間に関係する項目は37あるが、当然ながら王あるいは王権関係者が多い。王国の諸身分ほかに関わるものは14である。他方、文書や法行為に関係する項目は66、王の財産・諸権利の諸類型は42ある。項目によっては、当然ながら、複数の箱が指示されているが、総じて、地理と法行為の性格が優越していることがうかがえる。オリジナルにおいては、左端にイニシアルが強調された索引語、

中央に内容説明がおかれ、ここでも右端に数字が揃えられるという整然としたレイアウトが印象的である（資料６）。数字は、20進法による体系的な表記によって示されており、ここにも会計院の影響がみられるのかもしれない。

最後に、ジェラールの目録を特徴づける要素として、種々雑多とも見える情報の記載がある。第４版の52葉以下には、関係する箱や冊子への参照を含むさまざまな情報が雑然と並んでおり、そのなかには、教皇とフランス王の年代順リストは別としても、珍しい文書形式や印章の特徴、さらにはパリの通りの名前に至る関心が見られる(64)。これらの情報は、一方で文書管理者に必要な基本的な知識でもあるが、他方ではジェラールの個人的関心を示しているように見える。ジェラールの目録は、自身の高邁な意識にもかかわらず、むしろ文書庫業務の内部マニュアルとして、しかも彼自身の個人的嗜好に合わせて作成されたのであろうか。

ジェラール以後、王の文書庫の活動は停滞し、ドゥラボルドの200頁以上にわたる叙述においても、職が廃止された1582年に至るまでの時期は、わずか10頁たらずがカバーするにすぎない。ここでは、ギヨジャナンがあらたに検討した資料を、一点だけ紹介して、本論を終えることとしたい。

ジェラールの業績の核心は、なにより分類の確立と多様な資料検索手段の開発にあったが、後継者たちの努力もこの方向の継続へ向けられた。後者に関して興味深いのが、近世以来「1420年の目録」と呼ばれてきた目録である。継続したフォリオ建ての３巻本からなり、高さが45cmにおよぶ巨大な紙の冊子として当初から準備された。空白がかなり大きく残されていることから、後世の付加を前提として作成され、事実付加され続けた(65)。この目録は、アルファベット順項目索引であり、ジェラールの目録の延長だが、以下のような新機軸が試されている。第一には、大項目に関する個別資料が選択的に列挙、要約されている。ページ建てとしても、左側に地名や法行為の性格を主とする見出しが別個置かれ、真ん中に要約と箱ほかの参照、そして右端に恐らくは個別文書番号と思われる数字が配置されており、個別文書への注目がさらに進んでいる（資

料７)。第二に、これに関連して、大項目、小見出し、要約から構成される整然たる階層構造が印象的である。索引項目自体は、地名がほとんどで、一部に諸制度が見られる。要約には、一部先行する資料の採録が見られ、オリジナルを見ていれば避けられたはずの誤りが散見される。第三に、番号を付して参照を命じられているものとして、文書庫の箱、王文書登記簿にとどまらず、会計院記録が挙げられている。後者は明らかに、「文書の宝物庫」には収納されていなかった資料と考えられる。

この目録作成の背景としては、以下のような状況が推測される。第一に想起されねばならないのは、1420年のトロワ条約、1422年のシャルル６世の死、これに続くヘンリ６世とベッドフォード公によるパリ政権樹立という政治的激動であろう。さらに、この目録が、結果的には巨大な項目・見出し索引リストの観を呈していることは、会計院の影響と考え合わせ、これが文書資料の管理であるよりはむしろ、王領をはじめとする諸権利の管理（情報の管理）に関心があることを垣間見せている。

おわりに

最後に、序論で提起した課題について、以下の諸点を指摘することでこたえたい。

第一は、国家の統治と文書管理の関係についてである。少なくとも本稿で取り上げたフランス王の文書庫においては、制度的な自立は計られながらも、スタッフや作業の面では、文書局や会計院等に対する、やや従属的な関係が看取される。文書保持を利用した文書管理者たちの「政治的活動」や歴史編纂活動なども見られない。彼らの活動は、基本的には、文書資料の整理や情報の検索のための努力に限定されているようにも見える。多くの努力が積み重ねられていたにもかかわらず、組織としての首尾一貫性にも欠け、現状の混乱を理由に新たな再整理がその都度繰り返された集積とも見なし得る。

他方、管理のテクノロジーの進展という観点からは、どのような指摘が可能

であろうか。

基本的特徴として、個別資料ではなく、それを一定数収納する箱単位の把握と管理がかなめとなっていたようにも思われる。また、多様な目録が作成されたが、基本的には、箱の配架整理秩序と、情報の索引機能がもっとも大きな関心事であった。これらは、文書管理学の立場から見れば、人為的な整理分類の規格化と、階層をなす多様な目録づくりの努力である。後者については、今日言うところの分類総覧 Etat des fonds、一連番号目録 Répertoire numérique から個別文書要約目録 Inventaire analytique、さらには索引に至る各種文書目録がすでに作成されていたのである。俗語ではなくラテン語の使用が優越しているのは、この業務の本質が、同じ特徴を持つ文書局や高等法院と同様に、権利証書や証拠の管理にあるからであろうが、同時に、会計院の影響を強くこうむったことも、数字の扱いや諸権利の索引機能の重視からうかがえる。「情報の管理」という点からは、同時期に進行していた他領域との直接・間接の関係の究明が（大学等の知的場、他の「官僚」組織など）、今後求められるであろう。

逆に、組織としての一貫性の欠如からは、衰退期をのぞけば、目録の編纂基準や方法が定まらず、一定方向への進化の動きが見えにくいという状況が生み出された。分類記号も多様で、異なる記号が、やや長期にわたって共存していたとすら見える痕跡すらある。特殊専門用語の出現や定着の遅れも、継承される明確なモデルの規格化の遅れと関係づけられる。すなわち、本稿で見たような文書管理の努力とは、端的には、個人的あるいは ad hoc なイニシアティヴのやや雑然とした積み重なりであり、そのなかから上記のようないくつかの管理概念が経験的に生み出されてきたと考えられる。

最後に、比較の観点から、やや大きめの問題をいくつか提示して、本稿を閉じたい。

たとえば前近代日本においては、文書の管理とはその「生成・利用部局」が基本であったと説かれている。たとえば、江戸幕府には、将軍の諸権利や活動を一ヶ所で総覧するような文書資料管理は、組織としては存在しないという[66]。この意味では、西欧において、なぜ文書管理の独立が生じたのかそれ自

体が、問われねばならない。

第二は、文書管理の意義についてである。文書管理は通常、「現用文書」と「非現用文書」の区別を前提として、後者のうち永久保存のものについての処置として把握されている。しかしながら、この状況のもとでは、「非現用文書」の絶えざる廃棄の危険と、逆に特殊な取り扱いを受けた保存文書の現実からの遊離や、ある種の神話化が導き出されやすい。ここで問題となるのは、文書の後世における機能の問題であり、文書を事後的に利用する諸力との関係である。この意味で、フランス王の文書庫における文書管理は、自己目的的性格が顕著であると言わねばならない(67)。

最後に、近代的文書管理の大原則である、いわゆる出所および現秩序維持原則についてである。「文書の宝物庫」において、地理別、業務別の分類が次第に優越する傾向が、次第にこれに類似の性格を帯びたとしても、これはあくまでも結果にすぎない。本稿で見たように、むしろ文書管理が自己目的化すればするほど、個別文書の恣意的な再整理が繰り返されたとも思われる。箱や冊子秩序の規律化が比較的早く定着するのも、資料発見のためには配架秩序の維持が不可避であったという、実務的な理由が大きい。多様な目録編纂に現れているように、管理とは「人為的な再編成」であるという意識がそこでは濃厚に感じられるのである。

本稿は、提起した課題に対して、極めてわずかの材料を通して検討したにすぎない。問題の射程は大きく、検討対象も多様であることが予想される。多くの類似の研究の端緒となると同時に、比較の素材も提供できたとすれば、本稿は、その目的の大半を果たしたことになろう。

注

(1) Cf. DELMAS, B. et NOUGARET, C., éd., *Archives et nations dans l'Europe du XIXe siècle. Actes du colloque organisé par l'Ecole nationale des chartes* (*Paris,* 27-28 *avril 2001*), Paris, 2004.

(2) 現代の文書管理学に関して、本稿との関係から、フランス文書管理総局が総力をあげて刊行したマニュアルを二種類あげておきたい。*Manuel d'archivistique,* Paris, 1970,

réédition, 1991; *La pratique archivistique française*, Paris, 1993.

(3) BAUTIER, R.-H., La phase cruciale de l'histoire des archives: la constitution des dépôts d'archives et la naissance de l'archivistique, XVIe - début XIXe siècles, dans *Archivum*, 18, 1968, pp.139-150. cf. BAUTIER, R.-H., Les Archives, dans *L'histoire et ses méthodes,* éd. par Ch. SAMARAN, Paris, 1961, pp.1120-1166.

(4) この問題については、DUCHEIN, M., Le respect des fonds en archivistique. Principes théoriques et problèmes pratiques, dans *La Gazette des archives*, 97, 1977, pp. 71-96を参照。

(5) CLANCHY, M. T., *From Memory to Written Record, England 1066-1307*, Oxford/Cambridge, Mass., 1979; 2e ed., 1993.

(6) GUYOTJEANNIN, O., MORELLE, L. et PARISSE, M., éd., *Les cartulaires. Actes de la Table ronde organisée par l'Ecole nationale des chartes et le G.D.R. 121 du C. N.R.S., Paris, 5-7 décembre 1991*, Paris, 1993; *La conservation des manuscrits et des archives au Moyen Age, Actes du XIe Colloque du comité international de paléographie latine, Bruxelles, Bibiliothèque royale Albert Ier, 19-21 octobre, 1995,* dans *Scriptorium*, 50, 1996; HEIDECKER, K., ed., *Charters and the Use of the Written Word in Medieval Society*, Turnhout, 2000; KOSTO, A. J. and WINROTH, A., ed., *Charters, Cartularies, and Archives: The Preservation and Transmission of Documents in the Medieval West. Proceedings of a Colloquium of the Commission Internationale de Diplomatique (Princeton and New York, 16-18 September 1999)*, Toronto, 2002.

(7) DESSALES, L., Le Trésor des chartes, sa création, ses gardes et leurs travaux, depuis l'origine jusqu'en 1582, dans *Mémoires présentés par divers savants à l'Académie royale des inscriptions et Belles-Lettres*, t. I, 1844, pp.365-466; TEULET, A., Notice préliminaire, dans *Layettes du Trésor des chartes,* t. I, Paris, 1863, pp. v-lxvii; DELABORDE, H.-F., Etude sur la constitution du Trésor des chartes, dans *Layettes du Trésor des chartes,* t. V, Paris, 1909, pp.i-ccxxiv. ドゥラボルドは、関係の個別論文を大量に執筆しているが、それらの成果はこのなかに集成されている。

(8) GUYOTJEANNIN, O., Les méthodes de travail des archivistes du roi de France (XIIIe - début XVIe siècle), dans *Archiv für Diplomatik*, 42, 1996, pp.295-373; GUYOTJEANNIN, O., *Super omnes thesauros rerum temporalium*: les fonctions du Trésor des chartes du roi de France (XIVe-XVe siècles), dans *Ecrit et pouvoir dans les chancelleries médiévales: espace français, espace anglais. Actes du colloque international de Montréal, 7-9 septembre 1995*, éd. par K. FIANU et D. J. GUTH, Louvain-la-Neuve, 1997, pp.109-132.

(9) フランス王の文書局については、MOREL, O., *La grande chancellerie royale et*

l'expédition des lettres royaux de l'avènement de Philippe de Valois à la fin du XIVe siècle, Paris, 1900; PERRICHET, L., *La Grande Chancellerie de France des origines à 1328*, Paris, 1912の二つのモノグラフィーが依然として基本である。TESSIER, G., *Diplomatique royale française*, Paris, 1962の存在は言うまでもないが、さらに、BAUTIER, R.-H., Recherches sur la chancellerie royale au temps de Philippe VI, dans *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, 122-123, 1964-5, pp.89-176 et 313-459も画期的な研究として重要である。前注8に掲げた、1995年に開かれた中世文書局についての研究集会録にも、関係の論文が複数収録されている。会計院については、堀越宏一「14世紀フランスにおける会計院と王国財政」、高山博/池上俊一編『宮廷と広場』所収、刀水書房、2002年、67-88頁、高等法院については、AUTRAND, F., *Naissance d'un grand corps de l'État: les gens du parlement de Paris (1345-1454)*, Paris, 1981を参照。

(10) 会計院・高等法院については、それぞれ以下の文書管理研究がある。CONTAMINE, P., La mémoire de l'Etat: les archives de la Chambre des comptes du roi de France à Paris au XVe siècle, dans *Media in Francia, recueil de mélanges offerts à K.-F. WERNER*, Maulévrier, 1989, pp.85-100; repr. dans ID., *Des pouvoirs en France, 1300/1500*, Paris, 1992, pp.237-250; AUBRY, M.-T., LANGLOIS, M. et REYDELLET, C., Les Parlements de France et leurs archives, dans *La Gazette des archives*, 125/6, 1984, pp.125-143.

(11) Cf. CONTAMINE, P. et MATTEONI, O., éd., *La France des principautés. Les Chambres des comptes, XIVe et XVe siècles. Colloque tenu aux Archives départementales de l'Allier, à Moulins-Yzeure, les 6, 7 et 8 avril 1995*, Paris, 1996; CONTAMINE, P. et MATTEONI, O., éd., *Les Chambres des comptes en France aux XIVe et XVe siècles*, Paris, 1998.

(12) RICHARD, J., Les archives et les archivistes des ducs de Bourgogne dans le ressort de la Chambre des comptes de Dijon, dans *Bibliothèque de l'Ecole des chartes*, 105, 1944, pp.123-169; EVERGATES, T., The Chancery Archives of the Counts of Champagne: Codicology and History of the Carturary-Registers, in *Viator*, 16, 1985, pp. 159-79; MATTEONI, O., La conservation et le classement des archives dans les chambres des comptes de la principauté bourbonnaise à la fin du Moyen Age, dans *La France des principautés, op.cit.*, pp.65-81.

(13) 1980年代のフランスに始まり、その後ヨーロッパ共同研究へと発展した「近代国家生成研究プロジェクト」は、13-18世紀を一つの時代ととらえた上で、この期間に、他の諸地域とは異なった特殊ヨーロッパ的な「近代政治社会」が生成した様子を多面から検討するものであったが、その際のキーワードが、「統治テクノロジー強化」と「社会的同意取り付け」の構造的連関であった。アモルフ状態の研究動向のなかでも、終始一貫してこのプ

ロジェクトを推進したジュネの見解は、本格的な検討に値するように思われる。cf. GENET, J.-P., Conclusion, dans *L'Etat moderne: Genèse. Bilans et perspectives. Actes du Colloque*, éd par J.-P. GENET, Paris, 1990, pp. 260-281; GENET, J.-P., Introduction. Which State Rises?, in *Historical Research*, vol.LXV, no 157, 1992, pp.117-153; GENET, J.-P., La genèse de l'Etat moderne: les enjeux d'un programme de recherche, dans *Actes de la recherche en sciences sociales*, 118, 1997, p.3-18.

(14) Cf. GUYOTJEANNIN, O., etc., *Diplomatique médiévale*, Turnhout, 1993, pp.236-37, 242-44.

(15) Cf. MORELLE, L., De l'original à la copie: remarques sur l'évaluation des transcritpions dans les cartulaires médiévaux, dans *Les cartulaires, op.cit.*, pp.91-104; POULLE, E., Classement et cotation des chartriers au Moyen Age, dans *La conservation, op.cit.*, pp.345-355; GUYOTJEANNIN, O., La science des archives à Saint-Denis (fin du XIIIe-début du XVIe siècle), dans *Saint-Denis et la royauté. Etudes offertes à Bernard Guenée*, éd. par F. AUTRAND, C. GAUVARD et J.-M. MOEGLIN, Paris, 1999, pp.339-353.

(16) *Ibid.*, pp.272-307. この他、受益者側での努力として、さまざまな個別のコピーがある。

(17) 9/10世紀のドイツの一部にのみ存在する寄進帳は、したがって、文書集の「起源」ではなく、文書あるいは法行為の集合コピーに関する多様な努力の一つであるにすぎない。他方、最近の史料論的議論においては、同時代の比較から、所領明細帳を生み出す状況と、寄進帳の作成を導く状況とが対比されている。DECLERCQ, G., Originals and Cartularies: The Organization of Archival Memory (Ninth-Eleventh Century), in *Charters and the Uses, op.cit.*, pp.147-170. 従来の史料類型にとらわれた表面的な類似（冊子あるいは巻物への法行為の転写）ではなく、意味ある比較の軸の発見こそが有意義な議論を可能とする。

(18) GUYOTJEANNIN, etc., *Diplomatique médiévale, op.cit.*, pp.302-307; GUYOTJEANNIN, La science des archives, op.cit.; GUYOTJEANNIN, O., La tradition de l'ombre: les actes sous le regard des archivistes médiévaux (Saint-Denis, XIIe-XVe siècle), in *Charters, Cartularies, and Archives, op.cit.*, pp.81-112. cf. GROSSE, R., Remarques sur les cartulaires de Saint-Denis aux XIIIe et XIVe siècles, dans *Les cartulaires op.cit.*, pp.279-90. サン＝ドニ以外の教会・修道院についても、いくつか個別研究がある。FLAMMARION, H., Une équipe de scribes au travail au XIIIe siècle: Le grand cartulaire du chapitre cathédral de Langres, dans *Archiv für Diplomatik*, 28, 1982, pp.271-305; DECLERCQ, G., Le classement des chartriers ecclésiastiqiues en Flandre au Moyen Age, dans *La conservation, op.cit.*, pp.331-344; DEFLOU-LECA, N., L'élaboration d'un cartulaire au XIIIe siècle: le cas de Saint-Germain d'Auxerre,

dans *Revue Mabillon*, n.s. 8 (=69), 1997, pp.183-207; MORELLE, L., The Metamorphosis of Three Monasatic Charter Collections in the Eleventh Century (Saint-Amand, Saint-Riquier, Montier-en-Der), in *Charters and the Use, op.cit.*, pp.171-204; CHASTANG, P., *Lire, écrire, transcrire. Le travail des rédacteurs de cartulaires en Bas-Languedoc (XIe-XIIIe siècles)*, Paris, 2001. 日本学界では、藤本太美子「12世紀末ラ・トリニテ修道院のカルチュレールをめぐって」『史学』70-3/4、2001年、101-133頁。

(19) 革命時の状況については、DELABORDE, H.-F., Etude sur la constitution, op.cit., pp.ccxvi-ccxxiii. 中央文書館成立の状況全般については、FAVIER, L., *La mémoire de l'Etat. Histoire des Archives nationales*, Paris, 2004の最初の部分を見よ。

(20) 「文書の宝物庫」の概観は、TAILLEMITE, E., éd., *Les Archives nationales. Etat général des fonds, t. I. L'ancien régime,* Paris, 1978, pp.185-230 で得られる。さらに、19世紀前半の概観であるが、BORDIER, H., *Les archives de la France ou Histoire des Archives de l'Empire, des Archives des Ministères, des Départements, des Communes, des Hôpitaux, des Greffes, des Notaires, etc. contenant l'inventaire d'une partie de ces dépôts,* Paris, 1855, pp.128-87も有益である。

(21) "Nec parcit raptor nummis, quibus arcta tumebant Dolia, nec saccis quibus ornamenta latebant, Scripta tributorum, fiscique chirographa, necnon cum reliquis rapitur rebus regale sigillum." (HF, XVII, p.170) そのほかの同時代証言については、*Layettes du Trésor des chartes,* t. I, p.j., no 1を参照。

(22) フレトヴァル以前の年代を持つ収蔵文書は全部で417通を数えるが、このうち、明らかに後世加わったと考えるられるものを除くと、12世紀以前のオリジナルは21通しか「文書の宝物庫」には伝来していない。このうち10通はフランス王文書であり、これらは、意義を失った文書を後の王が回収したものと推測される。他方、フィリップ・オーギュストの残りの治世29年だけで、1200通の文書が保管されている。これらの状況は、フレトヴァルを契機として、文書管理についての認識が急速に高まったことを示している。

(23) "de fidelitate, sollicitudine et diligentia circonspecta dilecti et fidelis magistri Petri de Stampis, canonici Senonensis, clerici nostri, plenius confidentes, eidem custodiam omnium litterarum nostrarum, cartarum et privilegiorum in domo nostra regalis palacii Parisiensis nunc existencium et in posterum ponendarum in custodia, presencium tenore, duximus committendam, mandantes et commitentes prefato magistro Petro quot ipsas litteras, cartas et privilegia, videat, inspiciat, ordinet et in armariolis, prout eas melius conservari crediderit, reponat et collocet, ut serventur securius, faciliusque, dum eis opus fuerit valeant inveniri, ipsas quoque intitulet et registret, et cetera omnia et singula faciat que ad conservationem securam et expeditam inventionem earum, cum de eis aliquas habere voluerimus, fuerunt facien-

da."(DESSALLES, Le Trésor des chartes, op.cit., pp.382-383) なお、ギヨジャナンによると、この文書の年代は1309年へと動く可能性がある。GUYOTJEANNIN, Les méthodes de travail, p. 295, n.1.

(24) custos と表現されるこの「職」は、厳密な意味での官職ではなく、「文書の宝物庫」を管理する業務の担当を意味したと思われる。Cf. GUYOTJEANNIN, Les fonctions, pp. 112-115.

(25) DELABORDE, Etude sur la constitution, pp.iii-v.

(26) Ibid., pp.xx-xxi.

(27) Ibid., pp.xxxii-xxxvii.

(28) とりわけ、GUYOTJEANNIN, Les fonctions, pp.115-116; Les méthodes de travail, p. 296, n.2を参照。

(29) VIOLLET-LE-DUC, P., art. Chapelles (Saintes), dans *Dictionnaire raisonné de l'architecture française du XIe au XVe siècle*, t. II, Paris, 1854, pp.424-428. 1776年に王宮を襲った大火は、王宮のほとんどすべてを灰燼に帰したが、奇跡的にサント＝シャペルとその近辺はこれを免れた。しかしながら、王宮の再建にあたって、シンメトリーにこだわった関係者は、聖具室建物の破壊を決定した。

(30) DELABORDE, H.-F., Les bâtiments successivement occupés par le Trésor des chartes, dans *Mémoire de la Société de l'histoire de Paris et de l'Il-de-France*, 29, 1902, pp.159-172.

(31) 厳密には、Trésor des chartes の用語が現われるのは、1334年になってからである。これ以前には、"littere deposite in almariis domini regis" (c1269: Arch. nat., JJ 2, fol. 1)、あるいはピエール・デンタプ任命文書 (前注23) 中のようなやり方で表現されていた。

(32) DELISLE, L., *Catalogue des actes de Philippe-Auguste*, Paris, 1856, pp.vi-xxx. cf. BAUTIER, R.-H., Cartulaires de chancellerie et recueils d'actes des autorités laïques et ecclésiastiques, dans *Les cartulaires. op.cit.*, pp.363-78; BALDWIN, J. W., éd., *Les registres de Philippe Auguste. Vol. I: Texte*, Paris, 1992.

(33) *Vetus registrum* ou *Registrum veterius*: Bibl.Vatican, Ottoboni, 2796 (copie, Arch. nat., JJ 9); reg. IX de Gérard de Montaigu et reg. A de Delisle.

(34) *Registrum ad nudos asseres de quercu*: Arch.nat., JJ 7; reg. VII de Gérard de Montaigu et reg. C de Delisle: "1. Feoda; 2. Elemosine; 3. Servitia que feoda debent; 4. Servitia militum Normannie; 5. Communie; 6. Carte perpetue; 7. Carte non perpetue; 8. Inquisitiones facte; 9. Carte episcoporum et abbatum; 10. Censu et statuti redditus" (BALDWIN, *Les registres, op.cit.,* p.575)

(35) *Registrum Guerini*; 1220; Arch.nat., JJ 26; eg. XXVI de Gérard de Montaigu et reg. E de Delisle: "Capitula Feodorum, Conmuniarium, Castellorum, Pape et Regum,

Metropolitanorum, Episcoporum, Abbatiarum, Reginarum, Ducum, Comitum, Militum, Servientum, Inquisitionorum, Elemosinarum, Generalia, Census, Provincialis." (BALDWIN, *Les registres, op.cit.,* p.575-92)

(36) 1247; Bibl.nat., lat. 9778; reg. XXVII de Gérard de Montaigu.

(37) Arch.nat., JJ 1(3): "1. Privilegia Romanorum pontificum domino regi concessa; 2. Carte seu littere archiepiscoporum ...; 3. Carte seu littere episcoporum ...; ...; 15. Libertates hominum; 16. feoda domini regis ...; ...; 30. Ad ultimum, cathalogus Romanorum pontificum ..." (DELABORDE, La constitution, p.xi). 同年、いま一つの目録が作成されているが、ここには1264年目録に掲げられた30の項目のうち17が現れている。ただし、ここに転写されているのはもっぱら王が発給したか、あるいは王に直接関係する文書だけである。*Registrum grossum velutum*; Arch.nat., JJ 30 (A), fol. 90-205; reg. XXX de Gérard de Montaigu.

(38) 文書集：*Registrum velutum*; Arch.nat., JJ 31；目録：*Rubrice litterarum*; Arch.nat., JJ 2, fol.1-16 et JJ 30A, fol.212-216.

(39) "de negociis Flandrie (ou -rensium)", "de negociis terre Albigensis et provincie Narbonensis" (DELABORDE, La constitution, p.xvi)

(40) 目録は失われた。バルテルミの目録のコピー断片として、Arch.nat., JJ 30A, fol.3-89が想定されており、さらにこれは、*Registrum senescalliarum* ou *Registrum curie* とよばれる冊子に採録された (Bibl.nat., lat. 9988)。Cf. DELABORDE, La constitution, pp. xvii-xx; GUYOTJEANNIN, Les méthodes, p.304.

(41) première partie du *Registrum tenue*; post. 1284; Arch.nat., JJ 34, fol.1-24: 1. fol. 7: "In primo armariolo ... ubi scriptum est *Generalia quedam*"; 14 articles; 2. fol. 7v: "In armariolo subtus immediate, *Littere reddite domino regi de rebus emptis, quittatis vel commissis*."; 45 articles; 3. fol. 9: "In tercio armariolo sunt *Quedam diversa scripta dominum regem et alias personas tangencia*."; 4. fol. 9: "In quarto armariolo sunt *Privilegia et indulgencie et littere pontificum Romanorum*."; 5. fol. 9: "In quinto armariolo sunt *Littere de negociis comitatus Flandrie et Haynonie et securitates villarum, baronum et militum*."; 6. fol. 9: "Sextum armariolum vacuum est.": 7. fol. 9: "In septimo armariolo *Littere prelatorum et clericorum secularium*."; 156 articles; 8. fol. 1v: "*Littere abbatum et religiosorum*."; 1er- 7e layettes; 9. fol. 5v: "*Littere communitatum et villarum*, et sunt iste littere in nono armariolo."; 10. fol. 23: "*Littere regum et prolis regie*."; 11. fol. 13: "*Armariolum ducum, comitum et baronum*."; 12. fol. 17; sans titre; (DELABORDE, La constitution, pp.xxx-xxxi)

(42) 王文書登記簿への体系的な転写は、1302年から始まるが、これに先立って、類似の努力が見られる。Cf. TESSIER, G., L'enregistrement à la Chancellerie royale française,

dans *Le Moyen Age*, 62, 1956, pp.39-62.

(43) 注23参照。事実、文書庫への移送と並んで、文書の閲覧と貸出の痕跡が、すでにこの時期に確認されている。cf. DELABORDE, La constitution, pp.xxxix-xlvii; GUYOT-JEANNIN, Les fonctions, pp.122-125.

(44) フィリップ4世については、とりあえずファヴィエの総合的叙述を見よ。FAVIER, J., *Philippe le Bel*, Paris, 1978, éd. revue, 1998, surtout pp.73-75. 日本語では、樺山紘一『パリとアヴィニョン』、人文書院、1990年、78頁。

(45) たとえば、ボニファチウス8世問題に関する2巻本として、Arch.nat., JJ 28, fol. 132-292および Bibl.nat., lat. 10919、対外政治に関する文書集として、Arch.nat., JJ 5 および Bibl.nat., lat. 12726、教皇文書カタログとして、Arch.nat, JJ 3, fol. 7-36、等が挙げられる。

(46) "In Illius nomine per quem regnant reges et dominantur principes orbis terre, Incarnationis ejusdem anno millesimo trecentesimo decimo octavo, regnante excellentissimo principe domino Philippo, Dei gratia rege Francie illustri, etatis regis ejusdem anno vicesimo octavo, regni vero ipsius secundo, ad honorem regis predicti ac regni sui et rei profectum publice, compilatum et ordinatum est hoc registrum, de mandato ipsius, per me Petrum de Stampis, ejusdem regis minimum clericum, sumptumque et extractum de originalibus registris que sunt in Archivo litterarum et privilegiorum suorum, desuper thesaurum Capelle regalis Parisiensis palacii existente." (*Layettes du Trésor des chartes,* t. I, p.j., no 2)

(47) 第1版は恐らく草稿であり、2版、3版が同じ年に修正を加えられながら作成された。1er projet: préface, Arch.nat., JJ 2, fol. 48, *Layettes du Trésor des chartes,* t. I, p.j., no 3, BORDIER, *Les Archives*, pp.131-33; 2e projet: Arch.nat., JJ 1(1), DESSALES, Le Trésor, pp.386-389. cf. DELABORDE, H.-F., Notice sur le registre de Pierre d'Etampes, dans *Bibliothèque de l'Ecole de Chartes*, 61, 1900, pp.425-445; 3e projet: Arch.nat., JJ 1(4), fol.1, *Layettes du Trésor des chartes,* t. I, p.j., no 2.

(48) 第1版序文に見られる構成は以下の通りである。1. *Registrum veterius*; 2. *Registrum ad nudos asseres de quercu*; 3. *Registrum Guerini*; 4. *Registrum velutum*; 5. *Registrum Senescalliarum*; 6. *Registrum grossum velutum*; 7. *Registrum* de Jean de Caux (perdu): 8. *Registrum tenue*; 9. Tables des registres d'Etienne de Suisy; 10. Table des registres de Guillaume de Nogaret; 11. Table des pièces concernant l'Angleterre, etc.; 12. table des pièces concernant Montpellier, etc.; 13. Table des pièces concernant la Flandre; 14. Table des bulles, etc.; 15. Table des pièces concernant les *empciones*, etc.; 16. Catalogue des papes, etc.; 17. Ordonnances et statuts divers. 第2版では、第1版の第9部が削除されたが、かわりに第12部の一部であったモンプリエ部分が独立し、結果的に

17部が保存された。第3版では、第2版からその第7部を削除し、全部で16部構成となった。ピエールの目録の構成と関連資料は、ドゥラボルドが表にまとめている。DELABORDE, La constitution, p.lxii.

(49) Arch.nat., J 1166, no 4. cf. *Layettes du Trésor des chartes,* t. I, p.j. no 4. 以下のような序文に始まるこの史料は、全体で62の項目を提示している。"Hic inferius annotantur littere et instrumenta que in quibusdam quaternis de papiro per me P. de Stampis intitulate sunt anno Domini Mo CCCo XXo."

(50) Arch.nat., JJ 1(8). "De isto papiro subscribuntur intitulaciones litterarum et instrumentorum de quibus mencio inferius hic habetur." からはじまるこの史料の項目は、DELABORDE, La constitution, pp.lxviii-lxxiii に採録されている。

(51) *Generalis intitulacio litterarum existencium in Capella regia Parisius*, Arch.nat., J 1166, no 9 (A à D+, 124 articles), no 7 (additionnés par D9 à EX, 146 articles; éd. *Layettes du Trésor des chartes,* t. I, p.j., no 6. ただし、トゥレは、この史料をアダム・ブシェに帰している) et no 8 (*Rotulus ad corium rubeum*, no 7の清書版)

(52) Arch.nat., JJ 1(22). DELABORDE, La constitution, pp.lxxvi-lxxviii に、A から BF に至る58の項目リストと *Quaterni* との対応関係が示されている。さらにこれに先立って、ピエール・デタンプが箱を記号によって標しづけようとした痕跡が見られる。*Inventarium confuse factum* と呼ばれる目録は、*Quaterni* に先行する努力の一つと考えられるが、9つの項目＝箱について二重長三角形や花びらなどの記号を付されているのである。Arch.nat., J 1166, no 6, *Layettes du Trésor des chartes,* t. I, p.j., no 5.

(53) GUYOTJEANNIN, Les méthodes, pp.311-13. 前述のように、1269年に整理の対象となったラングドックの6つの史料箱は、AからFまでのアルファベットで区別されていた。また1328年に王位を襲うフィリップ・ド・ヴァロワの文書は、同様に区別された箱に収納されていた。王以外では、1330年頃のブルゴーニュ公の文書庫が興味深い。ここでは，行政地理に対応した箱がアルファベットで区別されていた。RICHARD, Les Archives, p.126.

(54) グネがこの問題に言及した箇所は多いが、とりあえず、GUENEE, B., *Histoire et culture historique dans l'Occident médiéval*, Paris, 1980, 2e éd., 1991, pp.231-37. また、近年の「読書行為の歴史」研究は、同時期の大学人を中心とする場において、読書がある種「情報処理行為」へと変容した様子を、書物の物理的体裁・形態研究によって明らかにしているのである。cf. CHARTIER, R. et MARTIN, H.-J., éd., *Histoire de l'édition française, *Le livre conquérant. Du Moyen Age au milieu du XVIIe siècle*, Paris, 1982, pp.102-104; CAVALLO, G. et CHARTIER, R., éd., *Histoire de la lecture dans le monde occidental*, Paris, 1997, surtout chap. V (田中毅他訳『読むことの歴史』大修館書店、2000年)

(55) Arch.nat., J 1167, no 3. ドゥラボルドは、記載されているそれぞれの目録を同定した。DELABORDE, La constitution, pp.xciii-xcix.

(56) DELABORDE, La constitution, pp.cxi-cix.

(57) 1er rédaction (1371): Arch.nat., JJ 1(21); 2e (1371, mars): *Repertorium in grosso*, JJ 1(6); 3e (1371): JJ 1(25 pour des layettes, 26 pour des registres); 4e (1374, février): JJ 1(24); dernière (1379): JJ 1(15). Cf. DELABORDE, La constitution, pp. clxiii-clxiv.

(58) Arch.nat., JJ 1(7); DELABORDE, La constitution, pp.cxxix-cxxxi. このほか、内容としては大差ない、1374年の第4版および1379年最終版のそれぞれ目録序文が伝来しているが、みずからの功績を顕彰する意図が強く、作業の内実の叙述は簡素化している。1379年版序文については、トゥレが刊行している。*Layettes du Trésor des chartes,* t. I, p.j., no 8.

(59) "Hoc est repertorium privilegiorum, cartarum, litterarum et registrorum regis in presenti Thesauro existencium, factum et ordinatum de precepto regis Karoli nunc regnantis per me, Gerardum de Monteacuto, ejusdem regis clericum secretarium custodemque istius Thesauri, anno Domini millesimo tricentesimo septuagesimo primo, regni vero sui octavo. ... Est igitur advertendum quod in hoc Thesauro sunt trecenti et decem tam scrineoli quam scrinei sive cofri signati per numerum, ut primus, iius, iiius, iiiius etc., et non per litteras et multiplicacionem litterarum, prout fuerat ab aliquibus meis predecessoribus inceptum, ... Procedit autem hoc repertorium per ordinem alphabeti; nam non est principis nomen, patrie vel ville cognomen quod non incipiat ab aliqua littera alphabeti, et sic impossibile est deficere quin illico reperiatis quidquid volueritis. Verbi gratia, volo invenire litteras tangentes ducem Aurelianensem; incipit per A, videatur in presenti repertorio in A; reperietis quod sunt in scrineo XIII XX Xo. ... Sunt insuper in Thesauro presenti libri quamplurimi tam, registra quam alii, de diversis materiis confusi et sine ordinacione quacumque per quam aliquam litteram particularem reperire possetis nisi eos revolveretis; ad aliqualem tamen facilitatem inveniendi querenda, omnes libros utiles tam registra quam alios ad partem posui in inferiori videlicet armariolo, ante faciem hostii, ut videtur, et ordinavi ipsos per tempora regum usque ad regem modernum et ad tempus presens, et ita, per Dei gratiam, a modo subsequenter ponentur. Et signavi ipsos per numerum ut primus, iius, iiius, iiiius, super asseres. ... Ponuntur autem ad partem alii libri non penitus inutiles sed modici valoris, et sunt triginta quinque in armariola media, ad sinistram partem hostii intrando, ubi est scriptellum de hoc. ... Si vero aliquid querere velitis in libris non omnino inutilibus, videatis in presenti

repertorio intitulaciones ipsorum et numerum, et illico reperietis in armariola supradicta. Alii vero libri penitus inutiles, ut michi videtur, et ideo non meruerunt signari, sunt similiter ad partem repositi subtus dictos libros non penitus inutiles in armariola inferiori, ad partem sinistram ad introitu hostii, ut prefertur....” (DELABORDE, La constitution, pp.cxxix-cxxx)

(60) 彼は、アルファベットによる箱分類を継承することからはじめ、ついで三重アルファベットの採用によって項目＝箱の増加を目論んだらしい。その後、一部に数字による一連番号を付加し、最終的には1373年頃にこのやり方に移行した。1379年の最終版では、さらに番号の変更が行われている。Arch.nat., JJ 1(15) (olim Bibl.nat., suppl. latin, 1090), fol.4-30. 最終段階における箱の数字配置の復元は、すでにトゥレによって行われていたが (*Layettes du Trésor des chartes,* t. I, p.j., no 10.)、ドゥラボルドが、細部の誤りをただした再整理を行い、さらに現分類との対応関係も提示している。DELABORDE, La constitution, pp.cxlii-cli.

(61) Arch.nat., JJ 1(15) (olim Bibl.nat., suppl. Latin, 1090), fol.34-42; DELABORDE, La constitution, pp. clii-clxiii. 基本的にはジャン・ド・クーヴルの配置を受け継いだこの分類番号は、ジェラールの言によれば「年代順」だが、事実上そのままのかたちで現在に受け継がれている。他方、1372年序文、第3版および第4版目録に現れ、最終版には見られない、Libri utiles, libri inutiles, libri penitus inutiles という冊子の区別については、本稿では詳細には立ち入らない。ドゥラボルドの解説を参照のこと。DELABORDE, La constitution, pp.cxxiv-cxxvii (pour la 3e rédaction), cxxxi-cxxxvi (pour la 4e rédaction).

(62) さらに、奇妙なことに、目録から箱の一連番号を復元すると、内容への言及がない番号が見受けられる。当時なかが空であった箱にも数字を振り当てたとしか考えられないが、これも将来文書で埋まるべき箱のスペースをあらかじめ確保するためなのであろうか。

(63) *Layettes du Trésor des chartes,* t. I, p.j., no 9に概容が示されている。

(64) DELABORDE, La constitution, pp.cxxxvi-cxl.

(65) Arch.nat., JJ 278 (A-B); 279 (C-M); 280 (N-X). Cf. GUYOTJEANNIN, Les méthodes, pp.328-35. 項目名は、Ibid., Annexe no 2, pp.348-65 にリスト化されている。目録の作成年代は、1419-21年が想定されている。

(66) 大友一雄「幕府寺社奉行と文書管理」、高木俊輔他編『日本近世史料学研究』所収、北海道大学図書刊行会、2000年、161-94頁。国文学研究資料館編『アーカイブズの科学』、柏書房、2003年、所収の関係論文でも、文書管理が生成・利用の組織体との関連で行われることは自明として取り扱われている。

(67) 文書史料の政治的利用という観点からは、むしろ中世の教会組織における努力が興味深い。この点については、とりあえず、 GEARY, P. J., *Phantoms of Remembrance.*

Memory and oblivion at the End of the First Millennium, Princenton, 1994, pp. 81-114 参照。日本学界でも近年関心を同じくする業績が現れている。松尾佳代子「カルチュレールを読む—12世紀初におけるサン・メクサン修道院とリュージニャン城主—」『史林』88-2、2005年、115-137頁。

※本編は、平成15-17年度科学研究費補助金基盤研究（B-2）「西欧中•近世における国家の統治構造と機能」(研究代表者：九州大学大学院人文科学研究院 神寶秀夫)、および平成17-19年度同基盤研究（B）「西欧中世比較史料論研究」（研究代表者：岡崎 敦）による研究成果の一部である。

付録１：1215年フランス王フィリップ２世文書

資料１：オリジナル文書：

Arch.nat., K 28, no 5, d'après GUYOTJEANNIN, etc., *Diplomatique médiévale*, p.137, doc. 6.

資料２：13世紀「白文書集」*Cartulaire blanc*:

Arch.nat., LL 1157, fol. XV (347), d'après DE BOUARD, A., *Manuel de diplomatique française et pontificale. t. I. La diplomatique générale,* Paris, 1929, pl. XXIX.

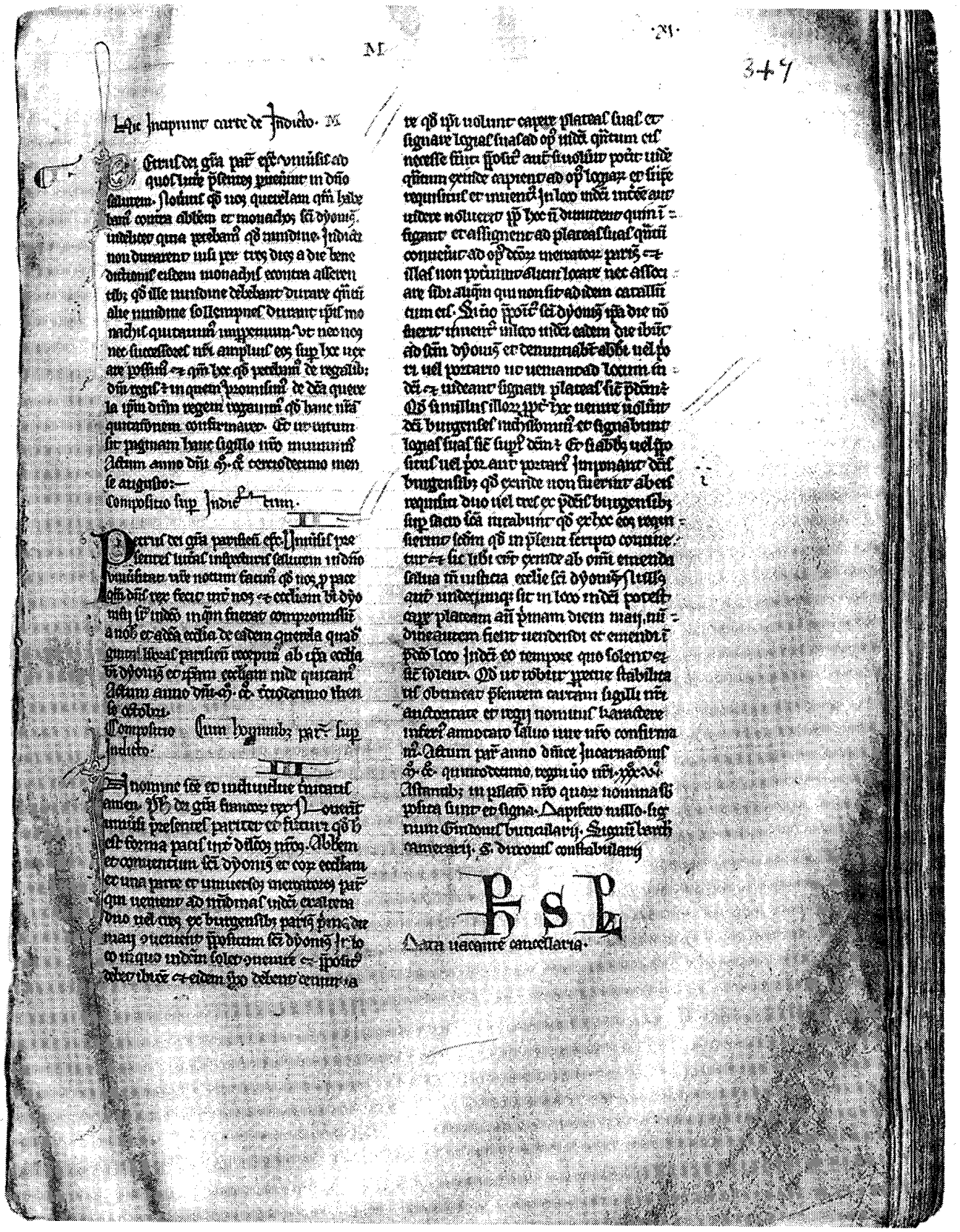

資料３：13世紀末「古い黒目録」*Ancien inventaire noir*:

Arch.nat., LL 1184, p.79, d"après GUYOTJEANNIN, etc., *Diplomatique médiévale*, p.302, doc. 37a.

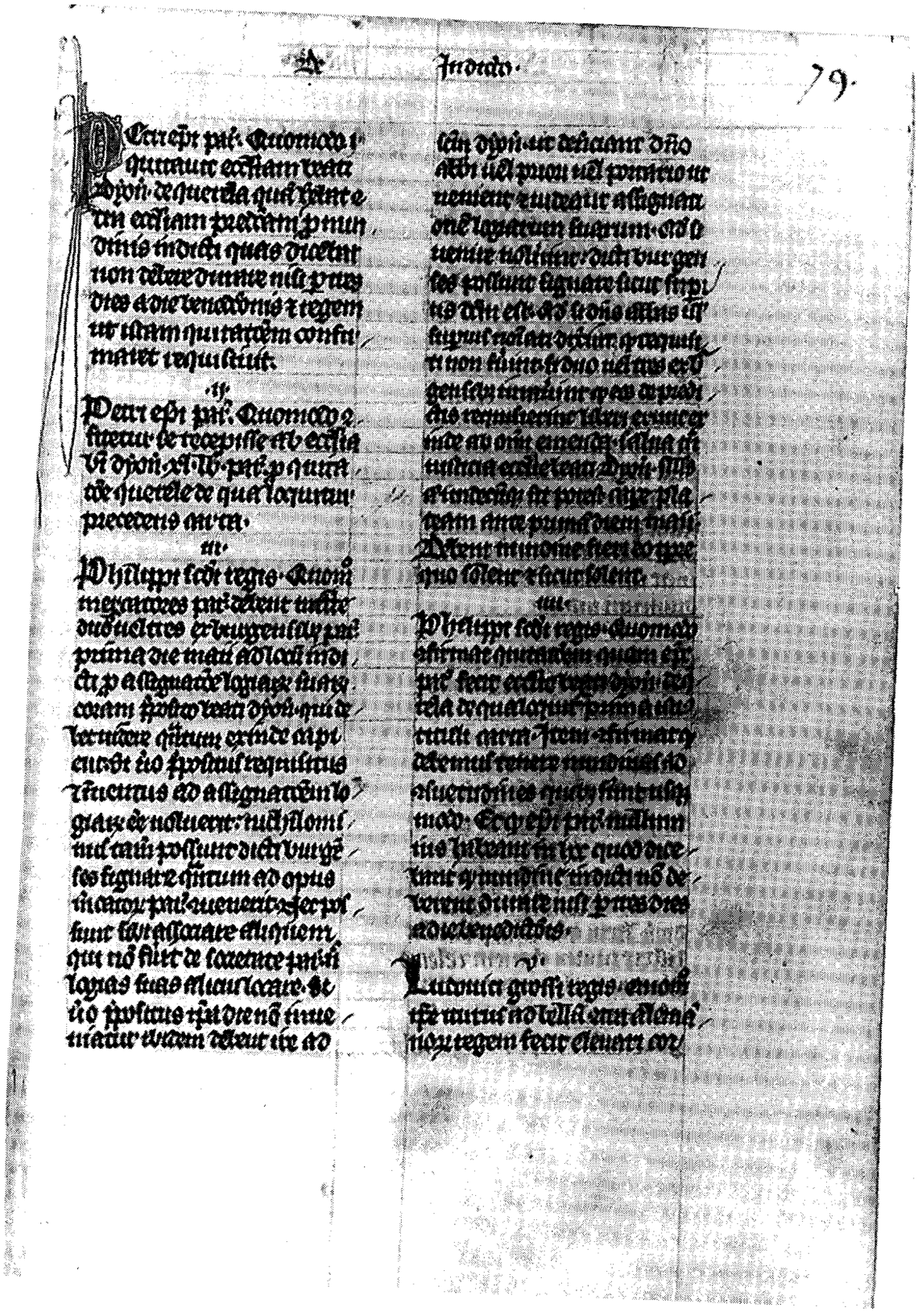

資料４：14世紀「古い黄目録」*Ancien inventaire jaune*:

Arch.nat., LL 1185, p.107, d'après GUYOTJEANNIN, etc., *Diplomatique médiévale*, p. 304, doc. 37b.

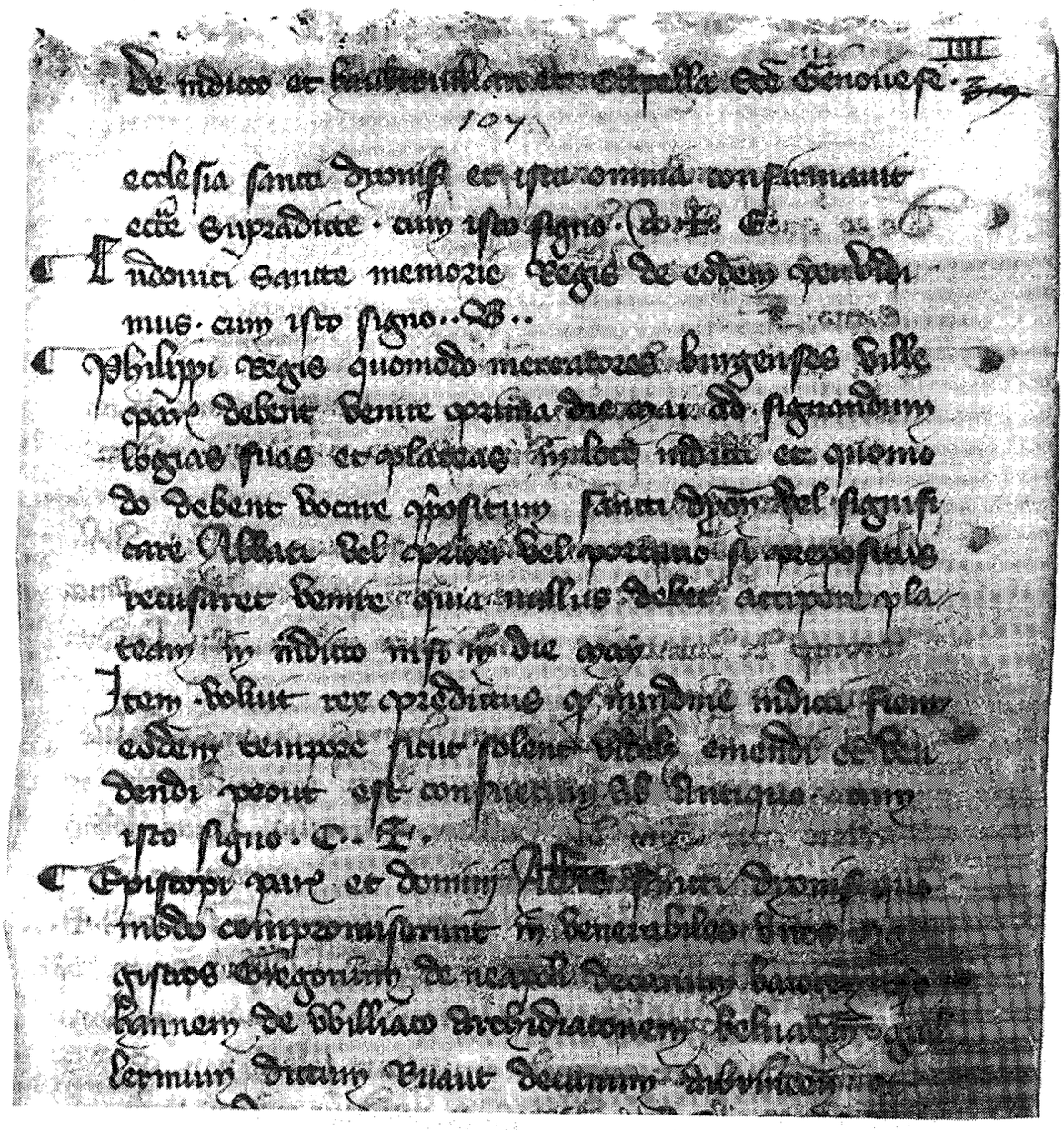

付録２：フランス王文書庫担当者リスト

表１：専任職出現前

—fin XIIe - début XIIIe s.: Gautier de Villebéon, chambrier

—début XIIIe s.: Adam, concierge du Palais

—1220: Guérin, garde de sceau; Etienne de Gallardon

—1269: Barthélemy de Pennautier, clerc du roi et juge de Carcassonne

—fin XIIIe s.: Guillaume de Crépy: clerc nostre seigneur le roi de France; doyen de St-Aignan d'Orléans

—fin XIIIe s.: Jean de Caux: attaché à la chancellerie?

—fin XIIIe s.: Michel de Bourdenay: trésorier

—fin XIIIe s.: Nicolas de Chartres et Robert de la Marche: ≪de archivis domini regis Francie≫ (1268); notaires au Parlement?

—fin XIIIe s.: Pierre de Bourges: notaire du roi (1285), sous-chantre d' Orléans; attaché à la chancellerie; garde effectif du Trésor des Chartes?

表２：専任職出現後

—27/IV/1307- 24: Pierre d'Etampes, custos, clerc du roi

—1325-33: Pierre Julien, clerc et notaire du roi

—1333-48: Jean de Coeuvres, notaire ou greffier de la Chambre de Comptes

—c1350: Adam Boucher, notaire ou greffier de la Chambre de Comptes

—1361-63: Nicolas de VIllemer, notaire ou greffier de la Chambre de Comptes

—1363-: Pierre Gonesse

—1364-: Pierre Tuepain, notaires apostoliques et impériaux

—1370-91: Gérard de Montaigu, notaire-secrétaire du roi, maître lai de la Chambre (1384), trésorier (1379)

—1440s-1449: Robert de Mallière, ancien maître de Comptes

—1458-74: Dreux I Budé, audiencier de Chancellerie (1440-74)

—1471-82(-1502): Jean III Budé, audiencier de Chancellerie (1497)

—1482: Jacques Louet, assisté de Pierre Aymer et de Guillaume de Sailly, clercs des Comptes

—1502-24: Dreux II Budé, audiencier de Chancellerie

—1524-: Jean IV Budé, audiencier de Chancellerie

—1538-59: Sébastien Le Roullyé, sieur de Génitoy

—1559-69: Christophe de Thou, parlementaire

—1569-74: Jean de Thou, parlementaire

—1574-81: Hugues Fromaget, greffier des requêtes du Palais

—1581-82: Henri de Mesmes, seigneur de Roissy, chancelier de la reine

—1582: union au Procueur général de Parlement

付録３：フランス王の「文書の宝物庫」文書管理目録

資料５：ピエール・デタンプの *Quaterni de papiro*:

Arch.nat., JJ 1(8), fol. 39, d'après GUYOTJEANNIN, Les méthodes, pl. 2, p.328.

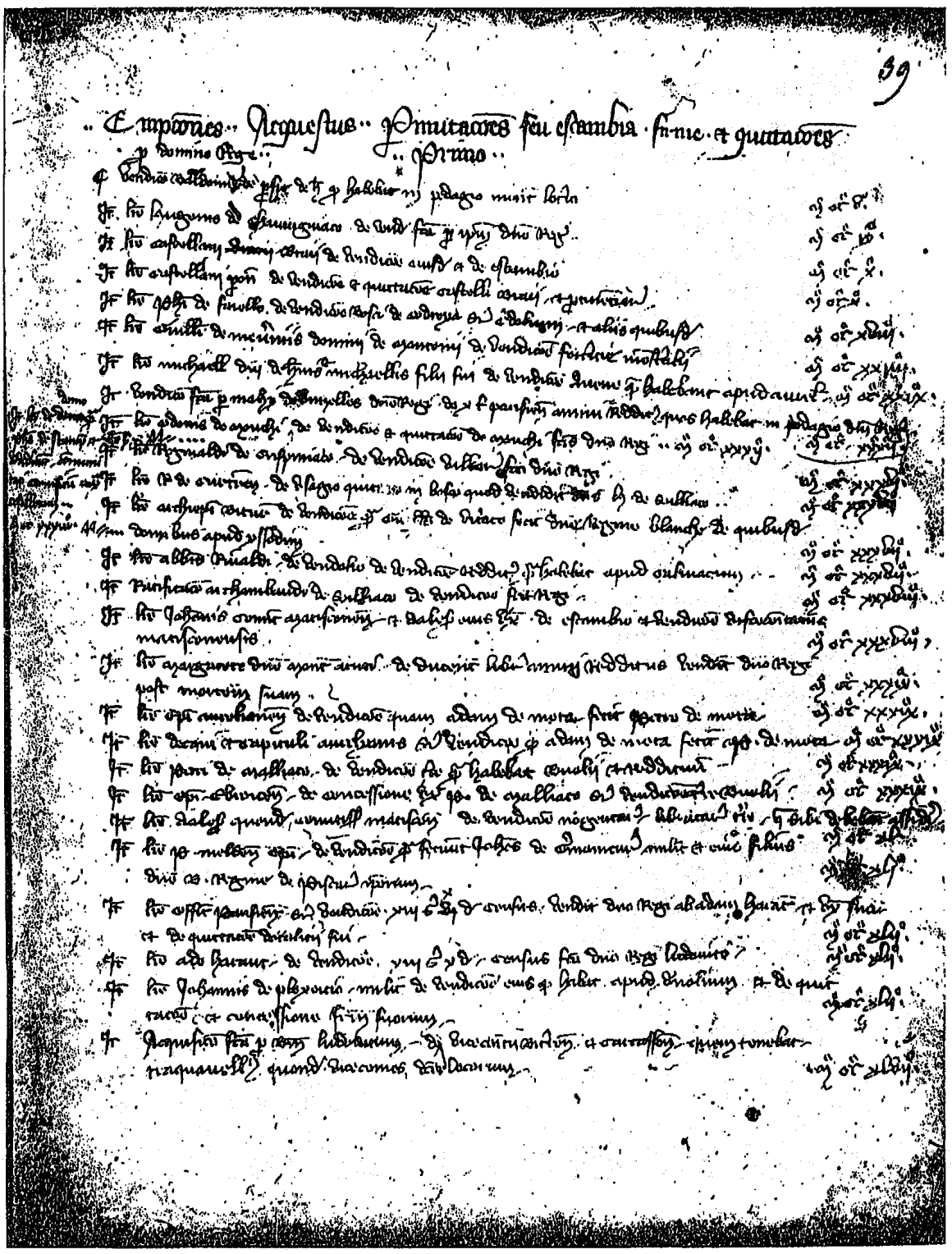

資料６：ジェラール・ド・モンテギュのアルファベット順索引目録：

Arch.nat., JJ 1(15), fol. 21, d'après GUYOTJEANNIN, Les méthodes, pl. 3, p.329.

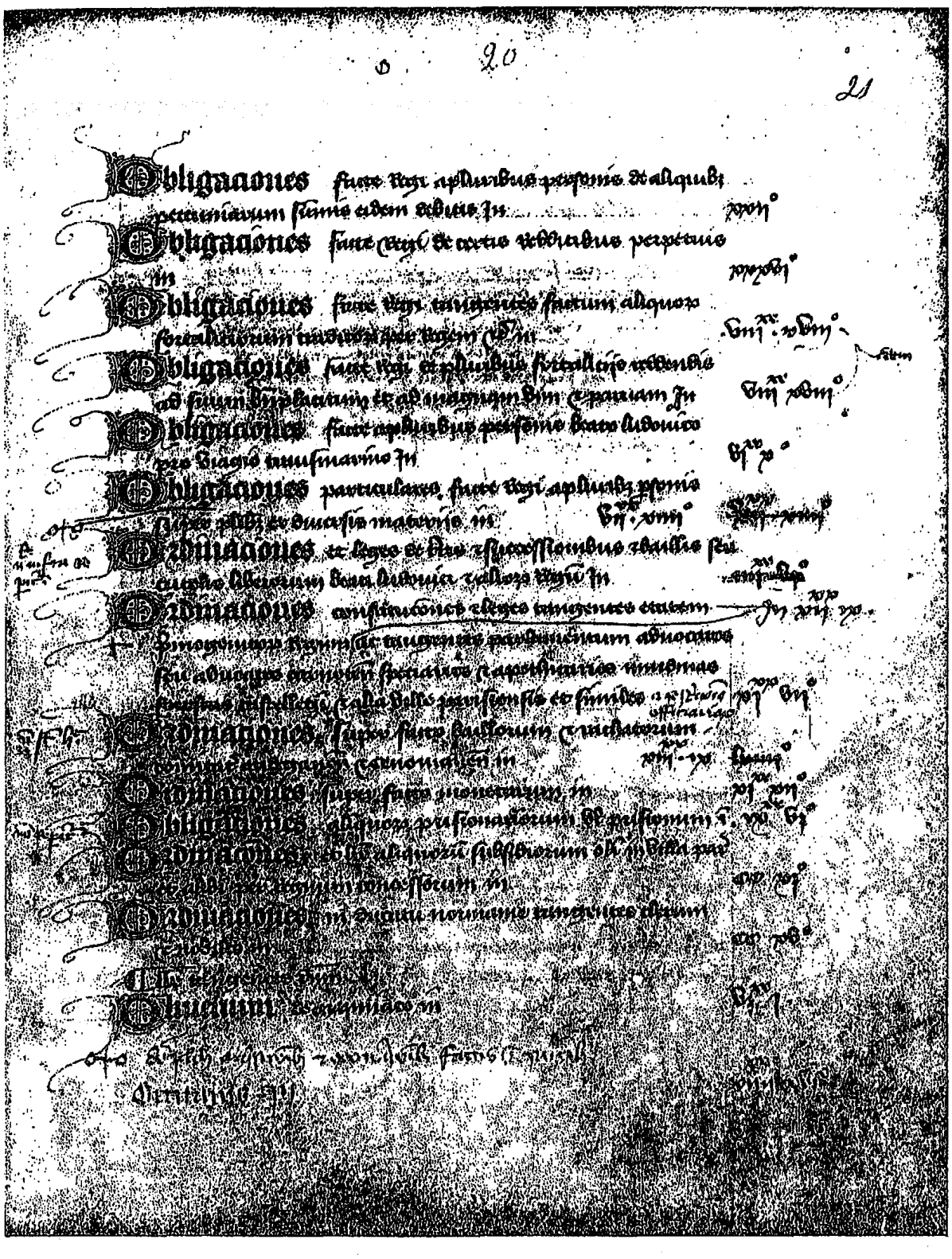

資料７：「1420年の」目録：
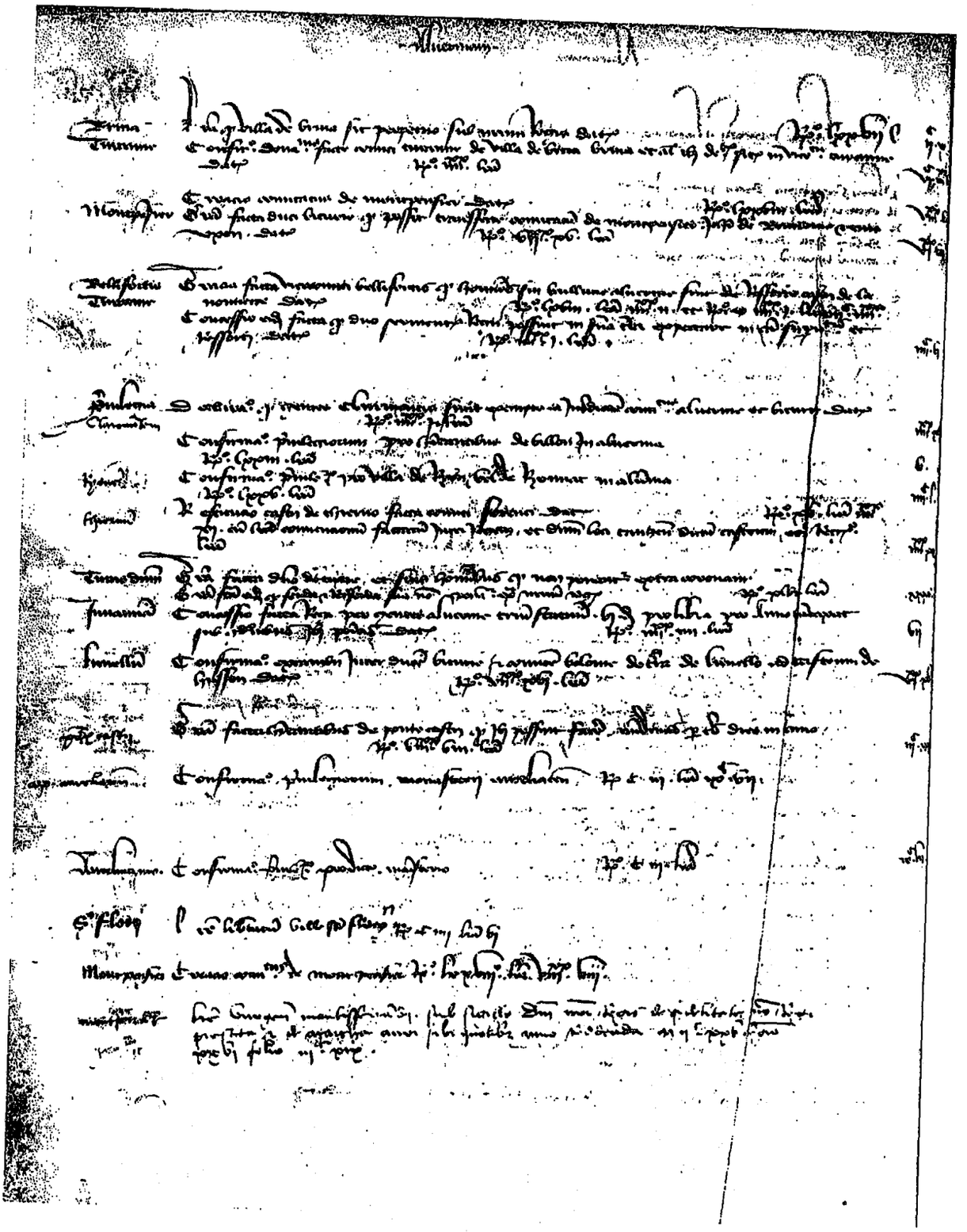
Arch.nat., JJ 278, fol. 95v, d'après GUYOTJEANNIN, Les méthodes, pl. 4, p.330.